

## 四日市市特別工業地区における建築制限の緩和に関する運用基準

### (目的)

**第1条** この基準は、四日市市特別工業地区における建築制限の緩和に関する条例(平成7年四日市市条例第32号。以下「条例」という。)の適用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (作業場の用途に供する建築物)

**第2条** 条例第5条第1項に規定する「作業場の用途に供する建築物」とは、作業のための用途に供する居室又は乾燥のための用途に供する室を有する建築物をいう。ただし、専ら屋外でおこなう乾燥のために付随的に設ける建築物及び建築物の部分(それ以外の作業場と遮音上有効に区画されている場合に限る。)で、屋根及び柱、又は庇を有し、かつ壁を有しないもの(部分的に壁を有するものを含む。)については、条例第5条の規定は適用しない。

### (作業場と遮音上有効に区画されている部分)

**第3条** 条例第5条第1項に規定する「作業場と遮音上有効に区画されている部分」とは、外壁の構造基準に準ずる遮音上有効な間仕切壁を設け、かつその開口部に建具等を設置して区画された作業場以外の用途に供する室等の部分をいう。

### (基礎)

**第4条** 条例第5条第1項第一号に規定する「建築物の基礎は機械又は原動機の基礎と分離すること」とは、機械及び原動機の鉄筋コンクリート造等の基礎を設ける場合は、建築物の独立基礎、布基礎、及びそれらと連続する立上がり壁(外壁に限る。)等に連続して設けないことをいう。ただし、土間コンクリートと連続して設けるものについては、この限りでない。

### (屋根及び外壁)

**第5条** 条例第5条第1項第二号に規定する「屋根及び外壁は遮音上支障のない構造とすること」とは、次に掲げる構造のものをいう。

- (1) 屋根については、遮音上有害な空げきのないものであり、瓦、石綿スレート等の建築材料により遮音上有効におおわれたもの。(ただし、排煙のために設ける窓、換気のために設ける設備等はこの限りでない。)
- (2) 外壁については、次の各号の一に定める構造のものをいう。
  - (イ) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造で、厚さが10センチメートル以上のもの。
  - (ロ) コンクリートブロック造で、厚さが10センチメートル以上のもの。
  - (ハ) 厚さが10センチメートル以上の軽量気泡コンクリートを使用したもの。
  - (ニ) 厚さが5センチメートル以上の押出成型セメント板を使用したもの。
  - (ホ) 厚さが7センチメートル以上の土塗真壁造(真壁の四周に空げきのないものに限る。)

- (A) 下地を有する壁の厚さ(仕上げ材料の厚さを含まない。)が 10 センチメートル以上であり、その内部に厚さが 5 センチメートル以上のグラスウール(かさ比重が 0.02 以上のものに限る。)を張ったもので、仕上げ材料が、片面に厚さ 0.6 センチメートル以上のフレキシブルボードを、他面に厚さ 0.03 センチメートル以上の亜鉛鉄板又は厚さ 0.6 センチメートル以上の小波スレートを張ったもの。
- (B) 下地を有する壁の厚さ(仕上げ材料の厚さを含まない。)が 10 センチメートル以上で、仕上材料が、片面に厚さ 2.5 センチメートル以上の積層板(厚さ 1.86 センチメートル以上の木毛セメント板の両面に厚さ 0.32 センチメートル以上のフレキシブルボードを張ったものに限る。)を、他面に厚さ 0.6 センチメートル以上の小波スレートを張ったもの。
- (F) 次の表の左欄に掲げる振動数の音に対する透過損失が、同表の右欄に掲げる数値以上であると認めるもの。

| 振動数(ヘルツ) | 透過損失(デシベル) |
|----------|------------|
| 500      | 35         |

#### (作業場の出入口)

**第6条** 条例第 5 条第 1 項第四号に規定する「遮音効果のある戸を設け、直接隣地に面して設けないこと」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 遮音効果のある戸とは、閉鎖した際遮音上有害な空げきの生じない金属製のものであり、かつガラスを使用する場合は、ガラスの厚さの合計が 0.5 センチメートル以上のものをいう。
- (2) 直接隣地に面して設けないとは、出入口を開放した際に、際遮音上有効な遮へい物がなく、作業場内の騒音が直接隣地へ到達する構造でないことをいう。

#### (排気口、給気口等)

**第7条** 条例第 5 条第 1 項第五号に規定する「開閉装置を設ける等遮音上有効な措置を講じたもの」とは、使用しない状態で、際遮音上有害な空げきを遮へいできる構造の開閉装置を設けたもの等、遮音上有効な構造としたものをいう。

#### (沈でん槽、ろ過槽)

**第8条** 条例第 5 条第 1 項第六号に規定する「汚水浄化のために必要な沈でん槽又はろ過槽」とは、乾麺製造に伴いフシトキ作業又は作業場内等の水洗い等から発生した汚水を浄化するために必要な容量を有する沈でん槽又はろ過槽で、必要な場合は沈でん槽等に汚水を排出するために必要な排水溝、排水柵を設けたものをいう。

#### (遮音上有効な遮へい物)

**第9条** 条例第 5 条第 2 項第一号に規定する「その外側に建築物、壁その他これらに類する遮音上有効な遮へい物があるもの」とは、窓及び出入口の外側に、それらの上端の高さから 1 メートル以上の高さを有する建築物、壁、擁壁、遮音効果のあるへいを、遮音上有効な長さで連続的に設けたものをいう。

**(広場、川その他これらに類するもの)**

**第10条** 条例第5条第2項第二号に規定する「広場、川その他これらに類するものに面するもの」とは、広場、公園、河川等の遮音上支障のない土地利用が継続的になされている隣地に面するもの、又は窓及び出入口を有する建築物の部分から隣地までの最短距離が、15メートル以上有する隣地に面するものをいう。

**(市長が遮音効果があると認めるもの)**

**第11条** 条例第5条第2項第三号に規定する「市長が前項第三号及び第四号に定める構造と同等以上に遮音効果があると認めるもの」とは、次に掲げる構造のものをいう。

- (1) 窓については、日本工業規格 A4706 に規定する遮音等級が 25 等級以上に該当する防音サッシとしたものをいう。
- (2) 出入口については、開口幅が 90 センチメートル以下で、かつ日本工業規格 A4702 に規定する遮音等級が 25 等級以上に該当する常時閉鎖式(自動ドアを含む。)の防音戸としたもの、又は風除室若しくは前室を設け、かつ、遮音効果のある常時閉鎖式(自動ドアを含む。)の戸を設けたものをいう。

附 則

この基準は、条例の施行の日から施行する。